

「資格確認書」等に関する Q & A

令和6年11月21日

ご質問		No.	回答	更新	
「資格確認書」を交付する趣旨は何か。		1	改正法の施行後（令和6年12月2日以降）はマイナ保険証による受診が基本となりますが、諸事情によりマイナ保険証を利用できない状況にある方のために、出版健保から「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関等に提示することにより受診することができます。		
「資格確認書」の交付対象者はどのような者か。		2	原則、以下のようなマイナ保険証を保有していない方、利用できない状況にある方が対象となります。 A マイナンバーカードを保有していない方 B マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方 C マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方 D マイナンバーカードの電子証明書の有効期限（発行から5回目の誕生日）から3か月以上経過した方 E マイナンバーカードを返納した方 F マイナ保険証を紛失、更新中の方 G マイナ保険証での受診が困難で、介助者などの第三者が同行して資格確認を補助する必要がある方		
資格 確 認 書 関 係	どのような交付方法があるのか。	新規加入時の交付	3	新規加入者（被保険者または被扶養者）にかかる資格取得届または被扶養者異動届（新様式）に「資格確認書発行要否」欄が追加されます。申請時にNo.2のA~Fに該当する場合は、当該要否欄に希望をチェックし、交付を受けてください。なお、No.2のGに該当する場合は、No.4の「資格確認書（再）交付申請書」が必要です。	
		本人からの申請交付（随時）	4	マイナ保険証を保有している方がNo.2のE、F、Gに該当した場合、本人から事業所を経由し「資格確認書（再）交付申請書」（HPに掲載）が提出された場合に随時交付します。	
		出版健保からの職権交付	5	国から提供される「職権交付用情報」に基づき、No.2のA~Eに該当した場合、申請によらず当組合から随時事業所宛（任継・特退の方はご自宅）に交付いたします。該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いします。	
	No.5の職権交付はどのようなタイミングで実施されるのか。		6	「職権交付用情報」は毎月月初に1回提供されるため、毎月1回職権交付を実施する予定です。	
	現行の健康保険証を保有している場合は「資格確認書」は交付されないのか。		7	経過措置期間の令和7年12月1日までは健康保険証を利用して受診ができるため「資格確認書」は交付いたしません。ただし、令和7年11月時点でマイナ保険証を利用できない状況にある方には、国から提供される「職権交付用情報」に基づき、職権にて「資格確認書」を一斉交付いたします。 なお、マイナ保険証を利用できない方が令和7年12月1日までの間に健康保険証を紛失した場合は、「（資格確認書・被保険者証）（本人・家族）（紛失・き損）届」を提出していただければ、No.5に基づき職権交付いたします。	
「資格確認書（再）交付申請書」はどこから入手できるのか。		8	当組合のホームページの申請書コーナーに申請用紙がございますので、必要事項を記載のうえ、事業所を経由してご提出ください（任継・特退の方は直接）。		
有効期限	「資格確認書」の有効期限は。	9	有効期限は5年以内です。「資格確認書」に記載されていますのでご確認ください。		
回収	社員が退職した場合は回収する必要があるか。	10	有効期限内に退職、または扶養削除した場合は資格喪失届（または被扶養者異動届）に添付のうえ、事業所を経由して（任継・特退の方は直接）返却してください。期限が切れたものは返却不要のため、ご自身で破棄してください。退職時に紛失した場合は、「（資格確認書・被保険者証）（本人・家族）（紛失・き損）届」をご提出ください。なお、「資格確認書」を交付した対象者については、事業所において管理していただきますようご協力お願いいたします。		
	家族が扶養から外れた場合は回収する必要があるか。	11			
	期限が切れたものも回収するのか。	12			
再交付	「資格確認書」に記載された記号、番号、氏名、性別に変更（訂正）があった場合は再交付が必要か。	13	交付済みの「資格確認書」を事業所を経由して（任継・特退の方は直接）差し替える形となります。変更（訂正）前の「資格確認書」を添付して、理由に応じて届書をご提出ください。 【記号・番号】被保険者資格取得届・喪失届（取得時訂正、または定年再雇用等による番号の変更） 【氏名】被保険者氏名変更届 【性別】被保険者資格取得届、または被扶養者異動届（取得時または認定時訂正）		
	「資格確認書」を紛失、またはき損等した場合は再交付が可能か。	14	「資格確認書（再）交付申請書」を事業所経由でご提出ください。き損等した場合は「資格確認書」を添付してください。紛失した「資格確認書」を発見した場合は、発見した方の「資格確認書」を返却してください。		
そ の 他	令和6年12月2日以降、「高齢受給者証」の取り扱いに変更はあるか。	15	【令和6年12月1日までに加入した方（健康保険証をお持ちの方）】 ①マイナ保険証を利用できる方（令和6年12月1日以前に70歳に到達している方） マイナ保険証で受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができます。「高齢受給者証」を保有している方は令和7年12月2日以降に返却してください。 ②マイナ保険証を利用できない方（令和6年12月1日以前に70歳に到達している方） 経過措置期間の令和7年12月1日までは保険証と「高齢受給者証」を利用して受診してください。令和7年11月時点でマイナ保険証を利用できない状況にある方には、職権で負担割合が記載された「資格確認書」を交付いたしますので、「高齢受給者証」のみ返却してください。 ③マイナ保険証を利用できる方（令和6年12月2日以降に70歳に到達する方） マイナ保険証で受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができるため、「高齢受給者証」は交付いたしません。なお、負担割合に変更がある場合は「資格情報のお知らせ」を交付いたします。 ④マイナ保険証を利用できない方（令和6年12月2日以降に70歳に到達する方） 70歳に達した月に負担割合が記載された「資格確認書」を交付いたしますので、誕生月の翌月からは「資格確認書」を利用して受診してください。※誕生日が1日の方はその月から使えます（前月送付）。 【令和6年12月2日以降に加入した方（健康保険証をお持ちでない方）】 ①マイナ保険証を利用できる方 マイナ保険証で受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができるため、「高齢受給者証」は交付いたしません。なお、負担割合に変更がある場合は「資格情報のお知らせ」を交付いたします。 ②マイナ保険証を利用できない方 70歳に達した月に負担割合が記載された「資格確認書」を交付いたしますので、誕生月の翌月からは「資格確認書」を利用して受診してください。なお、有効期限内の負担割合が記載されていない「資格確認書」を保有している場合は返却してください。※誕生日が1日の方はその月から使えます（前月送付）。		
	マイナ保険証利用登録したが、登録解除したい場合はどうすればよいか。	16	当組合のホームページの申請書コーナーに「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」がございますので、必要事項を記載のうえご提出ください。また、登録解除を申請された方が「健康保険証」をお持ちの場合は、令和7年12月1日までに「資格確認書」を交付いたします。「健康保険証」を保有していない場合は「資格確認書」を交付いたします。		
マイナ保険証は保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいので交付してもらえるか。	17	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証を利用できない状況にある方（マイナ保険証を保有していない方、介助等を要する方など）に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がなく、念のため保有したいという申請理由で交付することはできません。			
「資格確認書」が交付された後、マイナ保険証利用登録を実施した場合、「資格確認書」を返却する必要があるか。	18	利用登録を実施した時点での返却は不要ですが、その後「資格確認書」の有効期限内に資格喪失された場合は返却してください（有効期限が切れた場合は返却不要です）。			